平成２５年（フ）第４１１号
兵庫県西宮市田近野町７番１―1404号
債務者　中村　　周
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１２号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目26番３号、前住所大阪市福島区玉川３丁目３番19号
債務者　境　　龍治
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１５号
兵庫県西宮市甲子園網引町６番12―207号
債務者　上戸　輝幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
福岡県飯塚市吉北4216番地
債務者　黒田多眞美
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６９号
宮城県大崎市古川宮沢字新田町10番地４
債務者　佐藤美智夫
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
北九州市門司区上二十町９番４―401号
債務者　田村美佐枝
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４３７号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目11番３―202号
債務者　西下塗装こと　西下　　実
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５６号
神戸市須磨区須磨寺町２丁目６番11号　須磨寺ハイツ２Ａ
債務者　中村　成剛（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７２号
神戸市兵庫区芦原通４丁目２番22―307号
債務者　名尾　正子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７６号
神戸市中央区熊内橋通６丁目１番11号　コーポ菅原Ｂ―22
債務者　北野　俊彦
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
佐賀県鹿島市大字納富分1982番地５
債務者　安冨　正臣
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７３号
佐賀県唐津市鏡1952番地　レオパレス花みずき105号室
債務者　塚邉　忠宏
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３５号
鹿児島県曽於市末吉町深川7564番地４、前住所宮崎県都城市都原町7618番地
債務者　西　　輝利
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目19番10号、前住所滋賀県大津市大萱７丁目３番25―106号
債務者　中村由香里（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
青森県八戸市大字湊町字穴畑９番地13
債務者　野添　光代
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
青森県青森市浪岡大字吉内字山下28番地
債務者　石澤　孝彦
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４３５号
熊本市東区上南部３丁目31番２―301号　北上団地２号棟
債務者　光田　幸惠（旧姓多野・有﨑）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係